請　　　　　　書

１．業務委託の名称

２．委託業務の場所

３．履行期間　　　令和　　年　　月　　日 から

令和　　年　　月　　日 まで

４．業務委託料　　　一金　　　　　　　　　円也

　　　　　　　　　 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　円)

５．契約保証金　　　免　除

上記の業務委託について次の条項によりお請けします。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　白石市長　山　田　裕　一 殿

　　　　　　　　　　　　受注者　　住　所

 氏　名

１．　この契約において白石市を発注者とし、　　　　　　　　　　　　　を受注者とする。

２．　受注者は、別紙図面及び仕様書に基づき、頭書の業務委託料をもって頭書の期間で業務を遂行するものとする。

３．　受注者は、発注者から引渡しを受けた物件を、善良なる管理者の注意義務をもって保管し、故意又は重大な過失により物件を滅失若しくは毀損したときは、これを賠償するものとする。

４． 発注者は、受注者から業務完了の通知を受けた後１０日以内に完了検査を行うものとする。

５．　受注者は、契約上目的物の作成が明記されているときは、検査合格の通知を受けた後、遅滞なく契約の目的物を発注者に引き渡すものとする。

６．　受注者の責めに帰する事由により期限までに業務完了の見込みがないときは、受注者は、その事由を付した書面をもって発注者に期限の延長を求めることができる。この場合において発注者は、遅延の日数に応じ、業務委託料に契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した違約金を徴収することができる。

７．　業務委託料は、検査合格後受注者から所定の支払い請求書を受理した日から、３０日以内に支払うものとする。発注者がその責めに帰する事由により、業務委託料の支払いが遅れた場合においては未受領金額につき遅延日数に応じ支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

８．　受注者は、目的物の引き渡しの日から２年間（設備機器等の場合は、１年間とする。）、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものによって生じた故障若しくは毀損に対しては、補償又は取替若しくは補充による履行の追完をするものとする。この場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、契約の内容に適合しない程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。

９．　発注者は、受注者の債務不履行、不正な行為又は解除の申出があったとき、並びに白石市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成２０年白石市告示第８３号）別表１各号に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において受注者は、違約金として業務委託料の１０分の１を納付しなければならない。ただし、出来高部分については、発注者の所有とすることができるものとし、発注者は、当該部分に対する業務委託料相当額を支払うものとする。

10．　発注者は、この契約に基づき受注者から徴収する違約金があるときは、発注者は、これを業務委託料と相殺し、なお不足の生じるときは、更に追徴するものとする。

11．　発注者は、前項の規定により違約金を追徴する場合において、受注者が発注者の指定する期日までに納付しないときは、遅延日数に応じ支払遅延防止法の率を乗じて計算した延滞金を徴収する。

12．　遅延利息及び違約金が１，０００円未満であるときは、延滞金を付さないものとし、延滞金が１００円未満又は１００円未満の端数があるときはその金額は徴収しないものとする。

13．　受注者は、発注者が自己の都合により契約を解除したときは、損害賠償を請求することができるものとする。

14．　発注者は、業務目的物を火災保険等に付することを求めることができる。火災保険等に付すべき時期、期間、金額、保険会社等については、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、受注者は、保険契約を締結したときは、直ちにその証券を発注者に提示するものとする。

15．　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする。